佐伯市告示第178号

佐伯市大手前情報発信館の指定管理者の公募について

佐伯市大手前情報発信館（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者を公募するため、佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年佐伯市条例第３１号）第２条の規定に基づき告示する。

令和８年11月９日

佐伯市長　冨高国子

１　本施設の概要等

（１）概要

名　　称	佐伯市大手前情報発信館
所在地	佐伯市大手町３丁目３番７号
開設年月日	平成３０年４月１日
敷地面積	２８４．５０㎡
建物構造	木造２階建
延床面積	２８８．６４㎡

※　建物内１階は、「情報発信（自主事業）」、「情報発信・待合・休憩・交流」、「バス発券」の各スペースで構成されています。このうち「バス発券」スペースは、指定管理者の管理運営の対象外です。

※　建物内２階は、本施設の管理運営（自主事業を含む。）を行うための事務（作業）スペース、倉庫です。

※　建物外の敷地はオープンスペースとし、指定管理者の利用の許可により専用利用させることが可能です。

（２）本施設の管理の基準

ア　開館時間

佐伯市地域振興部及び商工観光部公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に提出した大手前情報発信館管理運営業務仕様書２（１）に記載したとおり。

イ　利用時間

選定委員会に提出した大手前情報発信館管理運営業務仕様書２（２）に記載したとおり。

ウ　休館日

選定委員会に提出した大手前情報発信館管理運営業務仕様書２（３）に記載

したとおり。

エ　管理の基準

（ア）　関係法令及び条例を遵守し、適正な管理を行うこと。

（イ）　平等な利用を確保し、公平かつ適切なサービスの提供を行うこと。

（ウ）　本施設及び設備の安全な維持管理を適切に行うこと。

（エ）　業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（オ）　その他市長等が必要と認める事項

（3）指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

ア　佐伯市大手前情報発信館条例第３条各号に掲げる事業に関する業務

イ　本施設の利用許可、利用料金の収受に関する業務

ウ　本施設及び設備の維持管理に関する業務

エ　本施設の利用促進を図る業務

オ　自主事業の実施に関する業務

カ　その他本施設の管理運営に関して市長が必要と認める業務

2　指定管理者の応募資格等

（1）応募資格

応募しようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）は、次のいずれにも該当する団体であることとします。なお、申請時に団体を設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

ア　団体又は複数の団体により構成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、指定期間中、安全かつ円滑に施設の管理運営を行うことができる団体であること。

イ　佐伯市内に事務所を置く又は置こうとする団体であること。

（2）共同企業体の応募について

・単独で応募した団体は、共同企業体で応募することはできません。

・共同企業体で応募した団体は、他の共同企業体を構成する団体となることはできません。

・共同企業体で応募した場合、その構成する団体の変更は、原則として認めません。

・共同企業体を構成する団体の中から代表となる団体を定めて応募してください。

・協定の締結に当たっては、共同事業体を構成する団体すべてを協定当事者とします。

（3）欠格条項

次に該当する場合は、応募者となることはできません。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当し、佐伯市の一般競争入札及び指名競争入札への参加を制限されている団体

イ　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により、佐伯市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から２年を経過しない団体

ウ　佐伯市の指名停止等の基準に基づき指名停止措置をうけている団体

エ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）により更生又は再生手続きを開始している団体

オ　国・県・市税について、過去１年間に滞納がある団体

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する団体

３　申請の受付期間等

（１）受付期間

令和８年１２月３日（木曜日）から同年１２月１１日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

（２）受付時間

午前８時３０分から午後０時１５分まで及び午後１時から午後５時まで。

（３）申請の方法

申請する場合は、受付期間内に申請書及び添付書面を市長に提出すること。

詳細は、８の「募集要項」を参照すること。

４　申請書に添付すべき書面等

申請に当たっては、以下の書類を市長に提出すること。

（１）　指定管理者指定申請書（佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成１７年佐伯市規則第２９号）に定める様式第１号）

（２）　本施設の事業計画書（募集要項様式第１号）

（３）　本施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第２号）

（４）　誓約書（募集要項様式第３号）

（５）　定款及び寄附行為の写し、規約その他これらに類する書類

（６）　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書

（７）　代表者の住民票抄本

（８）　役員名簿

（９）　前事業年度の事業報告書、又は業務の内容を明らかにする書類（設立趣旨、従業員数、資本の額、経営規模などがわかるもの）

（１０）　前事業年度の貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経営状況を明らかにする書類

（１１）　市税の滞納がないことを証明するもの（市税完納証明書、または滞納のない証明書）

５　選定方法及び基準

佐伯市地域振興部及び商工観光部公の施設指定管理者選定委員会において、次のいず

れにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定する。

（1）　事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができ、かつ、サービスの向上が図られるものであること。

（2）　事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

（3）　事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

6　指定期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までの５年間を予定しています。

7　管理に要する経費

（1）利用に係る料金

本施設の管理運営については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金については、佐伯市大手前情報発信館条例で定める使用料の金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

（2）管理運営経費

利用料金制度を採用する場合、通常、施設の管理運営経費見込額から利用料金収入見込額を差し引いた額を委託料の額としています。

8　募集要項等

（1）募集要項

本施設の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布は次のとおりとする。

ア　配布開始日　令和８年１１月９日（月）

イ　配布場所及び問い合わせ先

佐伯市中村南町１番１号

佐伯市地域振興部地域振興課ふるさと振興係

電話　０９７２-２２-３０３３

（2）佐伯市ホームページによる情報提供

指定管理者の募集に関する情報（募集要項を含む。）については、佐伯市ホームページにも掲載しています。

ホームページアドレス　http://www.city.saiki.oita.jp/